

窓口電子申告端末利用規約

窓口電子申告端末を利用するため、下記の窓口電子申告端末利用規約（以下「本利用規約」という。）のすべての条項に同意していただく必要があります。利用申込書を提出していただく前に、本利用規約を十分にお読みください。なお、何らかの理由により本利用規約に同意できない方は、窓口電子申告端末のご利用をお断り致します。

記

（目的）

第1条 本利用規約は、窓口電子申告端末の利用において、利用者と税関の責任を明確にし、当該端末の円滑な運用を確保することを目的とします。

（定義）

第2条 本利用規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- 一 「端末」とは、窓口電子申告端末をいいます。
- 二 「手続等」とは、端末を利用して行う税関手続及び税関手続に必要な事項の登録、呼出をいいます。
- 三 「端末利用者」とは、端末設置官署において、輸出入申告を行うため端末を利用する者をいいます。
- 四 「入出力用プログラム」とは、端末にインストールされている手続等を行うために使用するソフトウェアをいいます。

（端末利用者の責任）

第3条 端末利用者が、故意又は重大な過失により、税関又は他の端末利用者に損害を与えた場合は、端末利用者に賠償を請求することがあります。

（外部電磁的記録媒体の利用）

第4条 外部電磁的記録媒体を利用する場合には、端末利用者の自己の負担において準備するものとします。

2 外部電磁的記録媒体を端末に接続する場合は、予めウイルス対策ソフトによるウイルスチェックを行い、ウイルスの存在しないことを確認しなければなりません。

(端末の利用終了時の取扱い)

第5条 端末利用者は、外部電磁的記録媒体から端末に移したデータ又は端末のソフトウェアにより作成したデータがある場合は、端末の利用終了時にそれらのデータを削除しなければなりません。

(電子納付の利用)

第6条 端末利用者は、取扱金融機関ごとの金融機関の定めにより電子納付の方法、納付可能時間、領収証書の発行及び納付金額に制限があることを了解の上、電子納付を行うものとします。

2 電子納付に際して、金融機関の定める預貯金の払出しに必要な手数料その他金融機関から受けるサービスの対価として必要となる費用は、端末利用者の負担とします。

(端末の利用可能時間)

第7条 端末を利用することができる時間帯は、端末設置官署若しくは手続等の宛先官署の開庁時間帯としますが、関税法第98条の規定に基づく開庁時間外の事務の執行を求める届出書を提出した場合は、当該届出を行った時間の利用も可能とします。なお、当該届出は、申告先官署に対して行うものとします。

(端末の利用停止)

第8条 税関は、端末利用者が次条各号に掲げる行為のいずれかを行った場合は、事前に通知することなく、当該端末利用者に対し端末の利用を停止させることができるものとします。

(禁止事項)

第9条 端末利用者は、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- 一 端末を設置場所から移動すること
- 二 端末の利用申込手続において虚偽の事項を届け出ること
- 三 端末を手続等以外の目的で利用すること
- 四 端末を利用して公序良俗に反する行為を行うこと
- 五 端末の運用を故意に妨害すること又は端末の運用において現に支障を及ぼし若しくは支障を及ぼすおそれがあると思料される行為を行うこと
- 六 端末のソフトウェア、ハードウェア、通信機器等の機能を阻害し又は破壊するように意図されたプログラム及びファイル等を端末にインストールすること
- 七 入出力用プログラムを複製、複写又は改変すること
- 八 前各号に掲げるもののほか、本利用規約に違反する行為を行うこと

(税関の免責事項)

第10条 税関は、インターネット上で電文の遅延、破損又は滅失があった場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

2 税関は、入出力用プログラムの使用並びに端末を利用したことにより発生した端末利用者の損害及び端末利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負いません。

3 税関は、天災地変、戦乱、暴動により端末の利用ができない場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

4 税関は、外部電磁的記録媒体等に記録された情報が、アンチウイルスソフトウェア等によるウイルスチェックにより削除された場合であっても一切の責任を負わないものとします。

(法的効力)

第11条 端末を利用した手続等により、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項に定める電子情報処理組織（輸出入・港湾関連情報処理システム）を使用して行う申請等となり、同条第2項の規定により当該申請等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われた申請等とみなして、当該法令その他の当該申請等に関する法令の規定を適用します。

2 端末を利用した手続等に基づき電子情報処理組織（輸出入・港湾関連情報処理システム）から出力された許可通知書等の書面を窓口の税関職員から渡された場合は、情報通信技術活用法第7条第1項に定める電子情報処理組織（輸出入・港湾関連情報処理システム）を使用して行う処分通知等として、同条第2項の規定により当該処分通知等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われた処分通知等とみなして、当該法令その他の当該処分通知等に関する法令の規定を適用します。

(本利用規約の改正)

第12条 税関は、本利用規約の改正を行ったときは、端末設置官署の窓口等に掲示する等の方法により公表することとします。

(保守等による端末の利用制限又は停止)

第13条 税関は、次に掲げる場合には、端末利用者への事前の通知を行うことなく、端末の利用を制限又は停止できるものとします。

- 一 端末及び電気通信回線の保守、改変又は増設等を緊急に行う必要がある場合
- 二 端末及び電気通信回線に重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合

三 輸出入・港湾関連情報処理システムが停止している場合

附則

本利用規約は、平成29年4月1日から施行します。

Application for the Usage of Export and Import Declaration Terminal
 窓口電子申告端末利用申込書

date of usage 利用年月日		date 年 月 日
Exporter or Importer 輸出者名又は輸入者名	Name of Exporter or Importer 輸出者名／輸入者名	
	Exporter/Importer' s code 輸出入者符号	
	Address of Exporter/Importer 住所	※ 1
	Telephone number of Exporter/ Importer 電話番号	※ 1
Export and Import Declaration Terminal user 利用者名	Name of user 氏名	※ 2
	Address of user 住所	※ 2
	Telephone number of user 電話番号	※ 2
B/L number or AWB number / export control number B / L 番号又はAWB番号／輸出管理番号		※ 3
Do you agree to terms of service of Export and Import Declaration Terminal? (Please check the appropriate box.) 窓口電子申告端末利用規約の同意（何れかに☑を付してください）		Agree Signature <input type="checkbox"/> 同意する 署名 Disagree (If you choose “Disagree”, you cannot use Export and Import Declaration Terminal.) <input type="checkbox"/> 同意しない（同意できない方は端末を利用できません）
official use only 税関記入欄	本人確認 <input type="checkbox"/>	利用端末番号（複数端末設置官署のみ記入）

※ 1 Please leave the box blank, when you provide Exporter/Importer' s code (Corporate Number, Customs-issued code or JASTPRO code).

輸出入者符号（法人番号、税関発給コード又は日本輸出入者標準コード）を記載した場合は、当欄の記載は不要です。

※ 2 Please leave the box blank, if you (user) are Exporter/Importer.

輸出者名又は輸入者名と同じ場合は、記載不要です。

※ 3 Please leave the box blank, if you use the Terminal for Amended Declaration.

修正申告を行う場合は、記載不要です。

※ 4 Please bring ID with you. (Individual: driver license or passport etc. Corporation: certified copy of register, certified extract copy of register, employee ID card or Notification of Corporate Number etc.)

本人確認ができるものを提示してください。（個人の場合：運転免許証、パスポート等、法人の場合：登記事項証明書、社員証、法人番号指定書等）

※ 5 Export and Import Declaration Terminal is available in business hours of customs offices in which terminals are installed. In case you use terminals outside of business hours, please file “Report Seeking Execution of Procedures Outside Business Hours,” (Customs Form C-8000) which is provided in Paragraph 98-1 of the General Notification of the Customs Law.

端末の利用可能時間は、端末設置官署の執務時間内です。執務時間外に端末を利用する場合には、関税法基本通達 98-1 に定める「開庁時間外の事務の執行を求める届出書」（税関様式 C-8000 号）を提出してください。